



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
9月30日  
号外(3)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 1

## 病院事業庁規程

### 滋賀県病院事業庁規程第15号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。  
令和4年9月30日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

付則第31項を削り、付則第30項を付則第36項とし、付則第29項を付則第35項とし、付則第28項を付則第34項とし、付則第27項の見出しを削り、同項を付則第30項とし、同項の前に見出しとして「(夜間看護等手当の特例)」を付し、同項の次に次の3項を加える。

31 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、総合病院において第10条第2項第1号または同項第2号に掲げる業務に従事する職員に対する同項第1号および第2号の規定の適用については、同項第1号ア中「4,200円」とあるのは「4,600円」と、「7,900円」とあるのは「8,600円」と、同号イ中「3,700円」とあるのは「3,900円」と、同項第2号ア中「2,900円」とあるのは「3,100円」と、「5,500円」とあるのは「5,900円」と、同号イ中「2,600円」とあるのは「2,700円」とする。

(令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における勤務1時間当たりの給与額の算出の特例)

32 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、第15条の規定の適用については、同条中「および管理職手当」とあるのは、「管理職手当の月額および救急医療業務手当」とする。

(令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出の特例)

33 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条中「および地域手当」とあるのは、「地域手当および救急医療業務手当」とする。

付則第26項の次に次の見出しおよび3項を加える。

(救急医療業務手当)

27 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における付則第24項の規定により読み替えて適用する第7条の規定の適用については、同条中「および新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当および救急医療業務手当」とする。

28 救急医療業務手当は、次の各号に掲げる職員で救急医療等の業務に従事するものに対して支給する。

- (1) 総合病院に勤務する看護師
- (2) 医療職給料表(2)の適用を受ける総合病院に勤務する職員その他病院事業庁長が別に定める職員

29 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 勤務1月につき8,800円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 勤務1月につき1,500円

### 付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

